



令和7年度第2号

江丹別通信

江丹別
高山
春日

戸籍の証明書の氏名にフリガナが記載されます (全ての方には来年(令和8年)5月26日から)

現在、戸籍の証明書の氏名にはフリガナが記載されておりませんが、戸籍の法律改正により、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加となり、来年(令和8年)5月26日以降、全ての方の戸籍の証明書(全部(個人)事項証明書)の氏名にはフリガナが記載されて交付されるようになります。

令和7年8月頃に氏名のフリガナ確認の通知(ハガキ)が送付されています

戸籍の筆頭者や、筆頭者と別居されている方に、戸籍に記載する予定のフリガナ確認の通知(ハガキ)が送られてきていると思います。

■ フリガナが正しいとき

⇒ 届出(手続等)の必要はありません。

＜令和8年5月26日以降、戸籍の証明書(全部(個人)事項証明書)に通知(ハガキ)のフリガナで記載されます。

もし、それまでの間で、フリガナが記載された戸籍の証明書(全部(個人)事項証明書)や住民票の写しが必要なときには、本籍地や所在地の市区町村に届出をすることで、フリガナが記載された証明書等を取得することができます。＞

■ フリガナが現に使用している読み方と違っているとき

⇒ 市区町村(本籍地又は所在地)への届出が必要。

※ フリガナは一般に認められている読み方に限られることとなりますが、既に一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、これを尊重し、その読み方で届け出ることができることになっています。

【届出方法】本籍地又は所在地の市区町村の窓口又は郵送での届出、マイナポータル利用。

【必要書類】旅券(パスポート)や預貯金通帳、健康保険証や資格確認書など

【届出期限】令和8年5月25日まで(その後でも1回に限り、家庭裁判所の許可なく変更の届出ができます。)

＜届出後は、フリガナが記載された戸籍の証明書(全部(個人)事項証明書)となります。＞



戸籍に氏名のフリガナが記載されるメリット

○ 行政のデジタル化と効率化

同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字として登録されているものもあり、データベース化の作業が複雑となっているほか、特定の方の検索等に時間が掛かることもありましたが、フリガナがあることで、検索等の処理が容易になり、誤りも防ぐことができます。

○ 本人確認の強化

戸籍のフリガナ記載以降、住民票やマイナンバーカードにもフリガナが記載されるようになり、本人確認資料としての利便性や、正確な氏名の呼称が可能になります。

○ 各種手続等でのなりすましなどの防止

各種手続等で複数のフリガナを使って別人を装い、各種手続等をする行為を防ぐことができます。

【関連する旭川市のホームページ】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/101/102/d080875.html>

【お問合せ】法務省フリガナコールセンター ☎0570-05-0310

旭川市市民生活部市民課 ☎25-7728

※ 受付時間 平日(土日祝・年末年始を除く)の8:45(法務省フリガナコールセンターは8:30)~17:15

江丹別公民館から

■ 江丹別公民館事業のこれからの予定

日 時	内 容
10月1日(水) 10時~ (2時間程度(予定))	「みんなで乗ろう 未来をつくる公共交通」 江丹別のバスをはじめ、公共交通のこれからのについてお話をいただきます。
10月8日(水) 10時~ (2時間程度(予定))	「スマホ教室」 スマートフォンの基本、LINEや各種アプリの使い方を教えてもらいます。 「もう少し使いこなしたい!」「使い方で?」を感じたことがある方は、どなたでも御参加ください。 (どのスマホを御利用の方でも参加できます。)



【会場】 いずれも、江丹別公民館(江丹別町中央)

【お申込み】 江丹別公民館まで ☎73-2230

■ 11月3日(月・祝)には、「公民館フェスティバル」(展示、発表等)を予定しています。

国勢調査がはじまります

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とした5年に一度の日本で最も重要な統計調査です。(第1回調査は1920年に行われ、今回が22回目になります。)

生活環境の改善や防災計画の立案など、わたしたちの生活に欠かせないさまざまな行政施策に役立てられます。(回答した内容は厳重に管理され、統計作成の目的以外に使用することは一切ありません。)

全ての人と世帯をもれなく調査するため、皆様の御理解と御協力が必要となっています。

○ インターネットでの回答・・・9月20日(土)以降(調査書類受領後から)回答可

○ 郵送又は調査員への提出・・・10月1日(水)以降に投函又は回収

いずれの場合も回答期限は10月8日(水)までとなっています。

【発行元】 江丹別まちづくり実行委員会

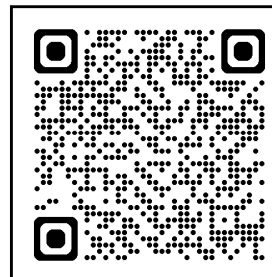
旭川市江丹別町中央 旭川市江丹別支所内

Tel 0166-73-2001 Fax 0166-73-2055

ホームページ「江丹別(そばとチーズのえたんべつ)」

URL → <https://etanbetsu.com/blog/>

QRコードは右のとおりです。



江丹別地区社会福祉協議会から

江丹別地区社会福祉協議会では、地域住民の支えあいによる地域福祉の推進を目的として活動しており、今年度も、おしゃべりしながら楽しく身体を動かす「ハツラツ教室」を行っております。

年齢や男女関係なく、誰でも参加することができ、御自宅からの送迎もしておりますので、皆さん、お気軽に御参加ください。

<通常開催日> 毎月第2、第4木曜日（年末年始を除く。）

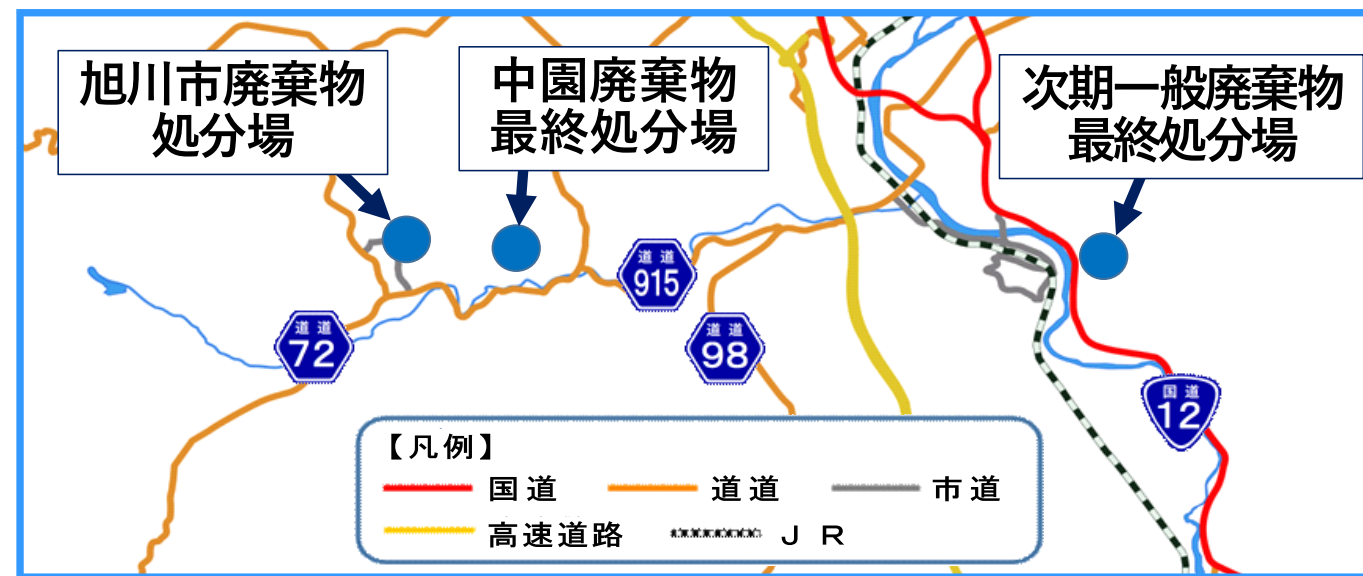
<時間> 午後1時30分から2時間程度

<場所> 嵐山中央会館（旭川市江丹別町嵐山）
※ 御自宅から会場までの送迎を希望される方は、担当（鹿野）までお電話ください。

<担当> 鹿野 末吉 ☎090-3468-6512



廃棄物処分場関連



中園廃棄物最終処分場の廃止について

中園廃棄物最終処分場は、昭和54年に開設してから、平成15年に廃棄物の埋立が終了となり、その後、廃止に向けた取組として、浸出水及び処理水、地下水の水質、ガスの発生量や成分分析、地中温度などについての測定を行ってきました。

本年3月の中園廃棄物最終処分場監視委員会において、これまでの調査結果から、中園廃棄物最終処分場は廃止基準をいずれも満たし、現在の状態まで安定していれば廃止しても問題ないとの評価があり、本年4月に説明会の開催、5月には処分場だよりやホームページで意見募集を行い、特に反対意見等はなかったことから、本年の7月24日に廃止と

なりました。

今後も、浸出水や発生ガス、地中温度についての一部の調査を引き続き行い、廃棄物の分解が完全に終息するまで見届けるとともに、跡地の復元や利用について、江丹別地区市民委員会や嵐山地域町内会とも協議しながら進めていくとのことです。

次期一般廃棄物最終処分場について

現在、江丹別町芳野にある旭川市廃棄物処分場は、平成15年に供用開始となりました。当初の埋立期間は平成30年3月までの15年間でしたが、ごみの減量化・資源化などに取り組むことにより、埋立処分量が減少したことに加え、地域の方々の御理解と御協力をいただいたことにより、令和12年3月までの12年間、埋立期間を延長しております。

旭川市では、この埋立期間終了を見据えながら、令和4年3月に神居町春志内の土地を土地所有者の同意を得て次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地として決定し、その後、周辺地域、関係団体及び環境団体に整備概要の説明や見学会を行い、最終処分場を整備することについて理解が得られたことから、令和4年12月に建設地として決定しました。

次期一般廃棄物最終処分場の整備については、令和12年4月の供用開始に向け、令和6年度までに基本設計及び環境影響調査を行い、現在、実施設計の作業を進めているところです。

	次期一般廃棄物最終処分場	【現】旭川市廃棄物処分場
場所	旭川市神居町春志内	旭川市江丹別町芳野71番地
面積	約17.4ヘクタール	179.7ヘクタール
埋立容量	約57.1万立方メートル	184万立方メートル
構造形式	オープン型	オープン型
埋立期間	令和12年4月から令和27年3月までの15年間（予定）	平成15年7月から令和12年3月までの約27年間
埋立対象物	焼却灰、燃やせないごみ、粗大ごみ、不燃残さ等	

次期一般廃棄物最終処分場の供用開始までのスケジュール

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画 基本設計	実施設計		用地 取得	建設工事			供用開始
環境影響調査等							